

一 稅務監督局、稅務署、鑛山監督署、大小林  
區署ヲ廢シ其事務ヲ府縣廳ニ移ス事  
(大政府)

理由

稅務監督局、稅務署、事務ハ地方ト最モ密接  
ナル關係ヲ有スルノミナラス、事務ノ執行上地方廳  
ノ援助ニ俟ツコト最モ多シ。鑛山監督署及林区  
署、事務モ亦地方行政ト關係ヲ有スルモ、其大  
部分ヲ占ム此、如キ実況ナルカ故ニ寧リ口是等ノ  
事務ヲ府縣廳ニ移シ事務ノ統一ト經費節  
約ヲ計ルラ適當ト認ム

一官衙廢合ニ関スル件（徳島縣）  
明治三十五年勅令第二百四十一號稅務監督局官制  
今年勅令第二百四十二號稅務署官制及明治三  
十六年勅令第一百八十六號林區署官制ヲ廢シ其  
事務ヲ府縣廳ニ移スコト

理由

現行制度ニ依レハ内國稅ニ関スル事務ハ稅務署  
及稅務監督局ニ又國有林野ニ関シテハ大林區  
署ノ所轄ニ屬シ地方行政ト分立セルモ之ヲ府縣  
廳ニ移スハ事務統一ヲ保ツノ利益アルノミナラ  
ズ財源涵養ト徵稅事務ト相俟テ國政ノ

田滿ナル發達ヲ期スル上ニ於テ其利大ナリ又府  
縣ニ於ケル林務行政、發達セル今日尚特設機關  
ニ依リ事務ヲ分立セシムルハ害アリテ利少シ此等特  
設機關ヲ廢スルハ現在ニ於ケル官吏ノ數ヲ減少シ  
財政上ニ資スル所夥カラス所謂一舉兩全ノ策  
ト認ム

一大林區署ヲ廢シ其ノ事務ヲ府縣ニ移シ小林區署  
ヲ廢シ其ノ事務ヲ郡役所ニ移シ並嶺山監督  
署ノ事務ヲ府縣ニ移サレタシ (群馬縣)

### 理由

林野、整理經營ハ國縣共ニ同一方法ニ依リ之カ施設  
ヲ為ストキハ甚々利便ナリ又嶺山監督署ノ如キモ之  
ヲ府縣ニ移サル、モ何等支障ナキハ勿論事務ノ  
處理ニ當リ彼此往復知照等ノ煩ヲ避クルコトヲ  
得テ孰シモ此廢合ニ依リ經費ヲ節シ事務ノ簡捷  
ヲ計リ得ルモノト認ムルニ由ル

一 稅務監督局 稅務署 及 大小林區署 鑛山監督署  
ノ 事務ヲ 地方行政廳ノ 所管ニ 移スコト

(長崎縣)

理由

現今ノ 稅務監督局並ニ 稅務署ハ 酒造ノ 改良織  
物ノ 獎勵 其他一般産業上ノ 功トニ 迄立入り 府縣  
ノ 誘導指示スル所ト 彼此齟齬シ 當業者ヲ  
シテ 其適從スル所ニ 迷ハシムルカ 如キコトモ 全ク之レ  
ナキヲ 保スヘカラス 又 國稅ト 地方稅トノ 調和ヲ 失  
ヒシムル 嫌アルヲ以テ 稅務監督局並ニ 稅務署一  
切ノ 事務ヲ 舉ケテ 地方廳ニ 移スヲ 便益アリト 認

△大小林區署鑛山監督署ノ事務ハ其ノ性質上  
ニ於テ將又統一ヲ圖ル上ニ於テ之ヲ府縣廳ノ事  
務ニ移スヲ便益ナリト望ム

一鑛山監督署及土木出張所ノ事務ヲ地方長官ノ  
権限ニ移スコト  
(滋賀縣)

理由

鑛山及内務省直轄ニ係ル土木ニ関スル事務ハ  
地方行政上最モ緊要ノ關係ヲ有スルノミナラス  
現下ノ実況ニ鑑ミ之ヲ地方長官ノ権限ニ移スハ  
一方制度ノ統一ヲ期シ更ニ行政ノ整理ヲ圖ル上  
ニ於テ最モ適切ナル施設ト認メラル